



「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」を立ち上げ

身近な相談支援機関にて

R8.1.1
取適法施行！

適正な取引に向けた相談や違反疑い行為
の相談・通報が可能になりました

埼玉県では、中小受託取引適正化法（取適法）の実効性を高め、ワンチームで適正な取引を推進していくための仕組みとして「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」（構成員：埼玉県、経済団体、金融機関、支援機関等）を令和8年2月に立ち上げました。

これにより、地域の身近な相談支援機関である商工会や商工会議所、一部の金融機関、経済団体などを通じて、受託取引に関する相談が可能となりました。希望すれば、取適法の違反の疑いがある行為について国や取引かけこみ寺への通報もできます。

取適法の違反の疑いがある行為があった場合、疑われる場合は以下をチェック！

委託事業者から「11の禁止事項」（3ページ参照）に該当する行為を受けている

「取適法の適用対象取引」に該当（2ページ参照）した行為である

（例）取引内容が製造委託で、委託事業者の資本金が3億円超、中小受託事業者の資本金が3億円以下の場合
（例）取引内容が特定運送委託で、委託事業者の常用使用する従業員が300人超、中小受託事業者の常時使用する従業員が300人以下の場合

該当する

判断に迷う

該当しない

内容に応じて4ページに記載の
相談窓口等にお問い合わせください

以下の窓口で相談や通報を行うことが可能です
（秘密は厳守します、匿名での相談も可能です）

① 国の相談窓口

【中小企業庁の相談窓口】
事業環境部取引課
03-3501-1732



【公正取引委員会の相談窓口】
フリーダイヤル 0120-060-110
受付時間 10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）



② 取引かけこみ寺

【取引かけこみ寺 埼玉県相談窓口】
フリーダイヤル 0120-418-618
受付時間 9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）



③ 埼玉県適正取引情報共有ネットワーク 令和8年2月開始・全国初

【ネットワーク構成団体の相談窓口】

地域の身近な相談支援機関である商工会や商工会議所、一部の金融機関、経済団体などを通じて相談・通報ができます。希望すれば、国や取引かけこみ寺への通報もできます。詳細の連絡先はリンク先を御覧ください。



R8.1.1「下請法」は「取適法」に

発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現のため、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法」（略称：取適法）となりました。改正内容を確認の上、適切な対応をお願いします。

主な改正事項

用語の見直し

改正の詳細はこちら
(公正取引委員会)



下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

適用対象取引の拡大

適用対象取引：① 取引の内容 と ② 資本金基準 又は 従業員基準 から定めています

対象取引

=

①取引の内容

+

②資本金・従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

(注) 建設業法違反は対象外となります

○ 適用基準に「従業員基準」を追加

- 従来の資本金基準に加え、従業員基準（従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等））が追加され、規制及び保護の対象が拡充されています

(1) 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」

「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る）

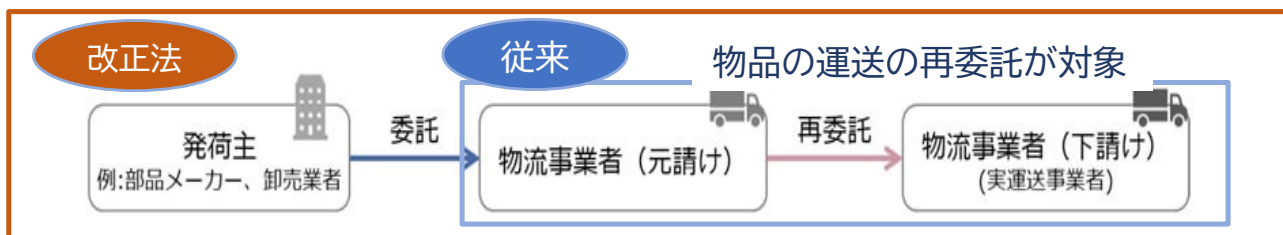
事業者 委託	資本金3億円超	→	事業者 中小受託	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下	→		資本金1千万円以下
	常時使用する従業員300人超	→		常時使用する従業員300人以下

(2) 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）

事業者 委託	資本金5千万円超	→	事業者 中小受託	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下	→		資本金1千万円以下
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下

○ 対象取引に「運送委託」を追加

- 従来の物品の運送の再委託に加え、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が追加されています



禁止行為の追加

○ 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

- 代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されています

○ 「手形払」等を禁止

- 手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されています

① 受領拒否

- ◆ 中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること

発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も該当

**② 支払遅延**

- ◆ 発注した物品等の受領日から、**60日以内で定められている支払期日**までに製造委託等代金を支払わないこと

・物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わないこと
・支払手段として、手形払等を用いること

**③ 減額**

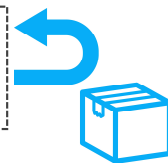
- ◆ 中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額すること

協賛金の徴収、原材料価格の下落、振込手数料の受注者負担など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている

**④ 返品**

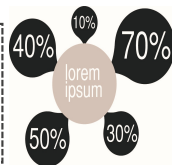
- ◆ 中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること

不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが認められている

**⑤ 買ったたき**

- ◆ 発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ**著しく低い製造委託等代金を不当に定めること**

発注単価がここ10年間、据え置き取引先の社内コスト引き下げへの協力のため、一律一定額の引き下げを提示

**⑥ 購入・利用強制**

- ◆ 中小受託事業者に正当な理由(発注する物品の品質を維持するためなど)がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させること

**⑦ 報復措置**

- ◆ 委託事業者の違反行為を**公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に**、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、**不利益な取扱い**をすること

**⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済**

- ◆ **有償支給する原材料等**で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた**物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること**

**⑨ 不当な経済上の提供要請**

- ◆ 委託事業者が自己のために、中小受託事業者に**金銭や役務等を不当に提供させること**

製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当

**⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し**

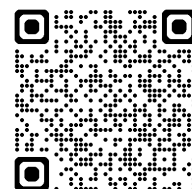
- ◆ 中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや**発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合、作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと**

**⑪ 協議に応じない一方的な代金決定**

- ◆ 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求め**があつたにもかかわらず、**協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったり**するなど、一方的に製造委託等代金を決定すること



禁止行為の詳細はこちらのホームページでご確認ください。
(公正取引委員会)



違反の疑いがある行為について、相談・通報したい場合はこちらへ

国へ相談・通報する場合

【中小企業庁の相談窓口】
事業環境部取引課
03-3501-1732



【公正取引委員会の相談窓口】
フリーダイヤル **0120-060-110**
受付時間 10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）



WEB上で、国に直接、違反行為に関する申告・情報提供を行う場合

○ **具体的な違反行為の事実について**詳細な情報提供を行い、個別の調査を求めることを希望する場合

[中小企業庁] [公正取引委員会]



○ **違反行為が疑われる**委託事業者に関する情報提供を行う場合

[中小企業庁] [公正取引委員会]



取引かけこみ寺へ相談・通報する場合

フリーダイヤル **0120-418-618**

受付時間 9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）



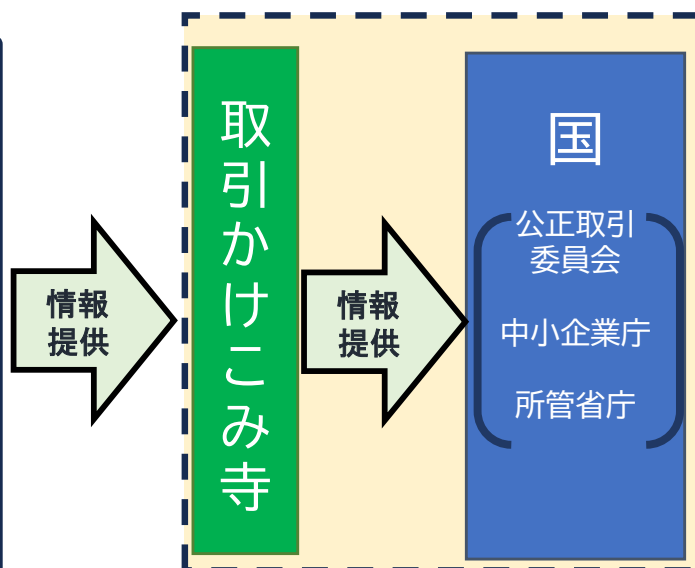
ネットワークへ相談・通報する場合

ネットワーク相談窓口

埼玉県（事務局）

県内経済団体	商工会議所・商工会 経営指導員
埼玉県よろず支援拠点	埼玉働き方改革 推進支援センター
埼玉県 価格転嫁相談窓口	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会（連合埼玉）
価格転嫁サポーター	

詳細の連絡先はこちら



その他のお困りごと相談窓口（相談・対応は全て無料です）

相談内容	相談窓口	連絡先（土日祝日・年末年始を除く）
売上拡大、経営改善など 経営上のあらゆるお悩みの相談 に対応	埼玉県よろず支援拠点 （埼玉県産業振興公社内）	0120-973-248 9:00～17:00（最終受付16:30）
パートナーシップ構築宣言 の登録サポート、 価格交渉 における課題の洗い出しから 改善策の提示 まで、 中小企業診断士 が伴走型で支援	埼玉県価格転嫁相談窓口 （埼玉県中小企業診断協会内）	048-762-3391 10:00～16:00
建設工事の請負代金 の支払いトラブルに対応	建設業取引適正化センター	03-3239-5095 9:30～17:00
建設業法違反通報窓口	建設業法令遵守推進本部 「駆け込みホットライン」	0570-018-240 10:00～12:00/13:30～17:00
フリーランスや個人事業主 の契約・仕事上のトラブルに関する弁護士相談	フリーランス・トラブル110番	0120-532-110 9:30～16:30
労働相談 のほか、「助言・指導」や「あっせん」を案内	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	048-600-6262 9:00～12:00/13:00～17:00
職場での労働者と使用者の間における賃金や労働時間、休日・休暇など 労働条件に関する相談	埼玉県労働相談センター	048-830-4522 9:00～16:30

お問い合わせ 埼玉県 産業労働部 産業労働政策課 戦略会議担当
電話：048-830-3702

